

(非公式訳)

投資委員会布告
第 Sor. 5/2561 号
件名：7.9.2.2 業種の改定

国内における技術開発およびデジタルイノベーションの向上・垂直展開を図り、商業的へ移り変わるデジタルイノベーション・エコシステムを創出するエリア開発への奨励に同意したに引き続き、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落の権限に基づき、投資委員会は、投資奨励対象業種の業種名および条件を改定し、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励事業種表の 7.9.2.2 種ソフトウェア工業団地またはソフトウェアパークの内容を取り消し、以下の通り定めて公布する。

業種	条件	恩典
7.9.2.2 工業団またはデジタルパーク	1. 総面積が 5,000 平方メートル以上である。	A4
	2. 以下の通り、デジタル経済振興庁が同意する工業団地またはデジタルパークの開発計画を有すること。	A4
	2.1 デジタルの基本インフラを有すること。	A4
	- 団地内全域にわたって高速光ファイバーによる通信システムを有する。	A4
	- デジタルパークと国内・国際通信センター との間に高速通信システムを有すること。	
	- 連測型予備電気供給システムを有すること。	A4
	2.2 商業的な研究開発をサポートできるイノベーションの基本インフラを有すること。例えば、研究開発室、製造試験運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けの研究開	A4
		A4

	発・イノベーションセンター用のレンタルスペースなど。 2.3 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室などの投資委員会が同意する施設を有すること。	
--	---	--

現在時刻より有効とする

布告日：仏暦 2561 年（2018 年）8 月 3 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長